

# キャリア決済(1)

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表  
明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

今回はキャリア決済について解説します。

## キャリア決済とは

キャリア決済は、スマホやフィーチャーフォンから利用したコンテンツ利用料を通信・通話料金と併せて支払う方式です。モバイル通信事業者からの利用明細には通信料に加えてキャリア決済利用分が「コンテンツ利用料」などと区別して記載されます。

もともとはフィーチャーフォン専用で、NTTドコモ、au(KDDI)などのモバイル通信事業者による公式コンテンツの利用代金を支払う手段としてのサービスでした。しかし、クレジットカードの申込み、審査などの手間が不要で、携帯電話の契約がある人なら誰でも利用できる手軽さから消費者に受け入れられ、利用範囲が広がりました。今ではスマホばかりでなくパソコンからも利用でき、スマホのアプリなどに限らず一般的なインターネットショップでも利用できる所が増えました。インターネットでの支払手段では、クレジットカード、コンビニ払い、銀行振込、インターネットバンキングの次に多く利用されており、消費者の利用機会は中程度といえるキャッシュレス決済手段です。

総務省の「令和2年通信利用動向調査(世帯編)」によれば、過去1年間にインターネットで商品等を購入した15歳以上の人のうち、15.9%が決済方法としてキャリア決済に当たる「通信料金・プロバイダ利用料金への上乗せによる支払い」を利用しています。全体をみると決済方法は多い順に①クレジットカード ②コンビニ払

い③代金引換 ④銀行・郵便局の窓口・ATMでの振込・振替 ⑤インターネットバンキング・モバイルバンキングによる振込の次に当たります。

国内では大手4モバイル通信事業者(NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル)がすべてキャリア決済を提供しています。サービスの概要を表にまとめました。

## サービス拡大の経緯

開始当初はモバイル通信事業者が運営する公式サイト限定の支払手段でした。まだスマホもなかった2000年当時、公式サイトは、NTTドコモのiモード、auのEZwebなどのモバイル通信事業者が運営するサービスで、データ通信に対応する携帯電話からの利用にほぼ限定されました。さらに公式サイトへの出店はモバイル通信事業者による審査に合格した事業者に限定されていたため、キャリア決済が利用できるサービスの提供事業者も一定の水準に維持されていました。

その後、キャリア決済が比較的普及することになった2つの転機がありました。1つ目の転機は各モバイル通信事業者が、それまで公式コンテンツでの支払いに限定していたものを一般のコンテンツやインターネットショップでも利用できるよう解放したこと、次の転機はキャリア決済がスマホで利用できるようになったことです。国内では人気のiPhoneですが、日本で発売開始された2007年当初はキャリア決済に対応していませんでした。iPhoneがキャリア決済に対応したのは意外に遅く、auとソフトバンク

表 キャリア決済の種類

通信事業者	サービス名称	利用可能デバイス	利用上限金額	備考
NTTドコモ	spモードコンテンツ決済サービス	スマホ	・利用者が利用限度額を設定可能 ・設定可能利用限度額 19歳まで10,000円/月 20歳以上で契約期間が1～3カ月目：10,000円/月 20歳以上で契約期間が4～12カ月目：30,000円/月 20歳以上で契約期間が13カ月目以降：3・5・8・10万円/月 (ドコモによって変更される)	
	ドコモ払い	スマホ/パソコン	・自動設定で月最大100,000円 ・利用者が利用限度額を設定することも可能(上限月10万円)	2022年5月末まで6月以降はd払いとしてサービス提供
	d払い	スマホ	・契約、利用、支払い状況などに応じて1万・3万・5万円/月の範囲内でドコモが設定・変更 ・所定の条件を満たすと最大10万円/月 ※電話料金合算払いの場合。クレジットカード払いを選択した場合は異なる	2022年6月より開始
au(KDDI)	auかんたん決済	スマホ/パソコン	～12歳：最大1,500円/月 13～17歳：最大10,000円/月 18～19歳：最大50,000円/月 20歳～：最大100,000円/月 ※上記金額を上限に、利用者が限度額を設定可能	
ソフトバンク	ソフトバンクまとめて支払い	スマホ/パソコン	満12歳未満：最大2,000円/月 満20歳未満：最大20,000円/月 満20歳以上：最大100,000円/月 ※上記金額を上限に、ソフトバンクが利用可能額を設定	
楽天モバイル	楽天モバイルキャリア決済	スマホ	13歳以下：最大10,000円/月 14歳～17歳：最大20,000円/月 18歳～19歳：最大50,000円/月 20歳以上：最大200,000円/月 ※上記金額を上限に、利用者が限度額を設定可能 ※クレジットカード払い、デビットカード払い以外を選択している場合利用不可	

※各事業者のウェブサイトを基に筆者作成(年齢区分等の表記などはウェブサイトのまま)

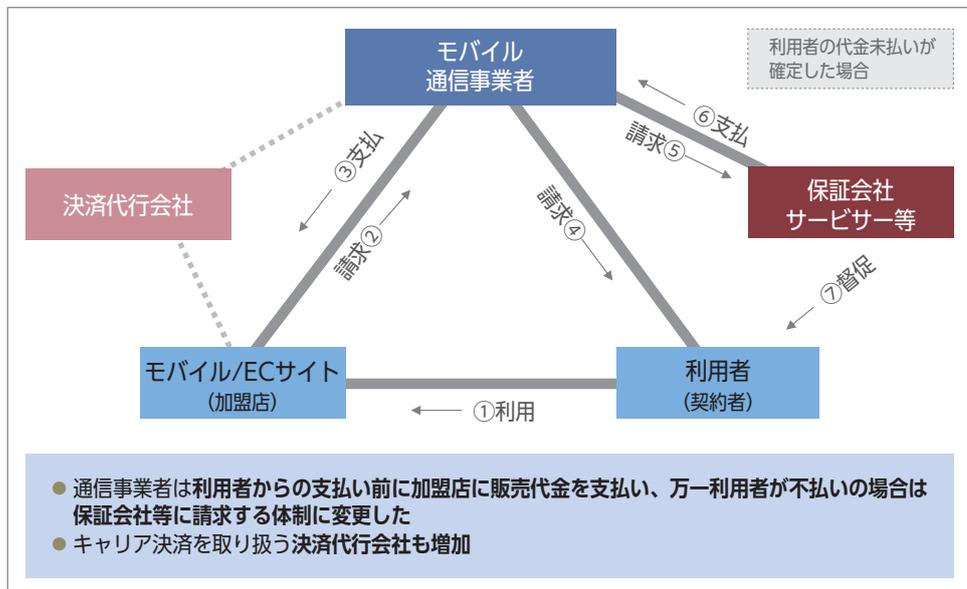
が2016年、NTTドコモが翌2017年です。

キャリア決済を公式コンテンツ以外に解放する過程では、モバイル通信事業者が決済代行会社と契約し、より多くのインターネットショップなどでも利用できるようにしました。さらに、モバイル通信事業者から、加盟店に当たるコンテンツ提供事業者やインターネッ

トショップなどへの支払いのサイクルを早めるために立替払いを行うようになったことと、不払い者などへの督促、回収業務の一部を保証会社やサービサー(債権回収会社)、弁護士事務所などに委託するようになったことも大きな変

図 キャリア決済の取引の流れ

※筆者作成



化といえます。そのため、通信費の支払いができなくなった利用者には、程なくして弁護士事務所などから督促の郵便物が届くようなことも起こりました。

先にも述べたとおり、キャリア決済はイン

ターネット販売では中程度の利用頻度といえますが、コンテンツ利用に限定すればクレジットカードの次によく利用されているようです。結果的に、①決済代行会社によって利用できるインターネットショップやコンテンツが大幅に増えたこと ②iPhoneでも利用できるようになり若年層にもキャリア決済の利用の裾野が大きく広がったことなどが、消費者トラブルを増やすことになったといえるように思います。

## 規制のないキャリア決済・重層化の傾向も

キャリア決済は、本連載の第1回目「キャッシュレス決済の基礎知識」でも述べたとおり広い意味で後払い方式といえますが、利用から通信料と一緒に支払うまでの期間が「2カ月以内」に設定されていることから、割賦販売法の規制対象とはなりません。先にも述べたとおり、キャリア決済はクレジットカード並みに決済代行会社も介入する立派な支払手段に成長したといえます。キャリア決済が絡む消費者問題もあり、何らかの規制を求める声が強くなっているのも事実です。

モバイル通信事業者との契約者には毎月の通信料の支払いをクレジットカードで行っている人が多いことも特徴の1つです。通信料がクレジットカード払いに設定されている場合にコンテンツを利用してキャリア決済で利用料を支払うと、当月末、モバイル通信事業者からの請求時にクレジットカードで支払うこととなります。そのため実際の支払いは翌月あるいは翌々月に繰り延べになります。さらにクレジットカードの支払方法がリボ払いの場合、キャリア決済の利用代金が翌月、あるいは翌々月からリボ払いで支払われることとなります。最近増えているキャッシュレス決済の重層化の一例で、同様なケースは前払式支払手段への残高チャージをクレジットカードで支払った場合、BNPL（後払い

決済)の支払いをクレジットカードで支払う場合などがあります。

相談の現場でこのように重層化した支払いの事例があった場合 ①実際に取引で用いられた支払手段 ②その際の決済額を支払う二次的な支払手段(二次支払手段)を分解して整理してください。割賦販売法や資金決済法は、①の実際に取引で用いられた支払手段に対する規制は明確ですが、重層化した二次的な支払手段にも制度を拡大解釈することが難しく、そのために二次的な支払手段に支払停止や払戻しを求めても、なかなか対応してもらえないことがあります。

### ● キャリア決済の重層化パターン

#### 〈重層化していない場合〉

- ①取引時：キャリア決済
- ②通信料の支払いが銀行口座払い  
→当月末に通信料とコンテンツ利用料を支払い

#### 〈重層化している場合〉

- ①取引時：キャリア決済
- ②二次支払手段：クレジットカード  
→翌月、あるいは翌々月にクレジットカード会社の請求に基づき利用料を支払い

次の例で、重層化の場合をもう少し整理してみましょう。

### (例) iPhoneでゲームなどの有料コンテンツを利用した場合

- ①取引時：キャリア決済  
支払手段提供者：モバイル通信事業者  
取引が行われた加盟店：Apple(デジタルプラットフォーム)
- 利用サービス：ゲーム内の課金(ゲーム運営会社)  
※この例ではゲーム運営会社がプラットフォームの店子に当たるかどうかは特定しないでいきます
- ②実際の支払い(二次支払手段)：キャリア決済の代金をクレジットカード決済  
支払手段提供者：クレジットカード会社(包括信用購入あっせん業者)  
取引が行われた加盟店：モバイル通信事業者

今回は、キャリア決済のトラブルについて解説します。